

ユニット型短期入所施設三幸の園 重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護（以下「短期入所サービス等」といいます。）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通り説明します。

1. 事業所・事業者の概要

事業所の名称	ユニット型短期入所施設三幸の園
事業所の種類	（介護予防）短期入所生活介護
介護保険事業所番号	浜松市指定 2277205510
事業所所在地	〒432-8068 浜松市西区大平台一丁目34番30号
事業所の補足事項	大平台の園内2階にあります
電話番号・FAX番号	（053）485-5006・（053）485-5007
管理者氏名	袴田 剛史
指定年月日	令和2年 5月 1日
サービス提供地域	浜松市内（西区、中区、南区、東区）
法人種別及び名称	社会福祉法人 さんこうかい 三幸会
法人代表者氏名	理事長 竹村 寿文
法人設立年月日	昭和48年12月20日

2. 営業日、利用の予約および定員

営 業 日	年中無休
ご 予 約 の 方 法	利用予約は、利用を希望される期間の初日の属する月の前月の1日午前9時から介護支援専門員を通して受け付けております。 1日が土日祝日にあたる場合、最初の平日が受け付け開始日となります。
入 退 所 の 時 間	8時30分から17時30分となります。
定 員	20床（10床×2ユニット）

3. 短期入所サービス等の内容

種 類	内 容
送 迎	通常の実施地域内において送迎を行ないます。 (送迎は片道184単位/往復368単位が必要です) 送迎の時間はおおよそ9時着から17時着までとさせていただきます。
着替え等の介助	寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。個人の尊厳に配慮した生活リズムを考慮し、適切な整容が行われるよう援助します。
機能訓練	機能訓練指導員、看護師による利用者の身体状況に合わせた機能訓練を行い、生活機能の維持・改善に努めます。
排泄の介助	利用者の身体状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立に向けて適切な援助を行います。
入浴の介助	週2回の入浴または清拭を行います。 座位のとれない方は特殊浴槽を用いての入浴も可能です。
相談および援助	利用者およびそのご家族からの相談について誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
食事の介助	管理栄養士の立てる献立により、栄養豊富な食事内容と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 食事はできるだけ離床して食堂で摂っていただけるように配慮します。

4. サービス利用料金

(1) 要介護の方の介護保険給付サービス利用基本報酬（1日あたり）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
個 室	738	806	881	949	1017

(2) 要支援の方の介護保険給付サービス利用基本報酬（1日あたり）

	要支援1	要支援2
個 室	555	674

(3) 要介護の方の介護保険給付サービス加算・減算単位

サービス提供体制強化加算 (I)	22 単位/日
夜勤職員配置加算 II	18 単位/日
機能訓練指導体制加算	12 単位/日
個別機能訓練加算	56 単位/日
看護体制加算 (I)	4 単位/日
看護体制加算 (II)	8 単位/日
若年性認知症利用者受入加算	120 単位/日
緊急短期入所受入加算	90 単位/日
送迎加算	184 単位/回
長期利用者提供減算 (連続利用 31 日目以降) ▲	30 単位/日
介護職員処遇改善加算 (I)	当月総単位数の 8.3% (端数四捨五入)
介護職員等特定処遇改善加算 (I)	当月総単位数の 2.7% (端数四捨五入)
新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価 (令和 3 年 9 月まで) 前ページ基本報酬 (1) の 0.1%	

(4) 要支援の方の介護保険給付サービス加算単位

サービス提供体制強化加算 (I)	22 単位/日
機能訓練指導体制加算	12 単位/日
個別機能訓練加算	56 単位/日
若年性認知症利用者受入加算	120 単位/日
送迎加算	184 単位/回
介護職員処遇改善加算 (I)	当月総単位数の 8.3% (端数四捨五入)
介護職員等特定処遇改善加算 (I)	当月総単位数の 2.7% (端数四捨五入)
新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価 (令和 3 年 9 月まで) 前ページ基本報酬 (2) の 0.1%	

注・浜松市は地域区分が「7 級地」である為、上記表 (1) ～ (4) の単位数に 10.17 円を乗じた金額 (端数切捨て) の 1 割 (一定所得以上の方は 2 割または 3 割) が利用者負担額となります。

- ・感染症や著しい精神症状等により個室を利用する必要があると医師が判断した場合は、居室にて対応します。
- ・給付額を超えてのご利用の場合、給付額を超えた以降の当月利用日の費用を実費としてお支払い頂く事でご利用が可能となります。
- ・連続して 30 日を超える場合、連続利用 31 日目の費用を実費としてお支払い頂く事

でご利用が可能となります。

- ・介護職員処遇改善加算で説明している当月総単位数には介護職員等特定処遇改善加算は含みません。
- ・介護職員等特定処遇改善加算で説明している当月総単位数には介護職員処遇改善加算は含みません。
- ・サービス提供体制強化加算・看護体制加算・介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算は、職員体制により変動があります。

(5) 介護保険給付外のサービス

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階(基本)
食費(1日最大金額)	300円	600円	1,000円	1,300円	1,470円
滞在費(ユニット型個室)	820円	820円	1,310円	1,310円	2,006円
理美容サービス (毎月第1水曜日)	カットのみ 2,050円(消費税込) 顔そりのみ 1,050円(消費税込) カット+顔そり 2,600円(消費税込) カラーのみ 2,600円(消費税込) その他の特殊技術につきましてはご相談下さい。				
娯楽利用費	クラブ活動やレクリエーション行事を整えておりその実費負担を請求させていただくことがあります。				

注・食費の内訳は、朝食が400円、昼食(おやつ含む)が540円、夕食が530円となります。

- ・上記の段階条件は市町村から「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けた方は認定証に記載された負担限度額が利用者負担額となりますが、単位超過をした場合は超過した日より当月最終利用日まで4段階の料金(食費、滞在費とも)となります。

5. 体調不良時

利用中38度以上の発熱等、病院受診が必要と判断した場合、ご家族に連絡し状況により受診又は退所していただく場合が有ります。

また、館内にて集団感染症(ノロウイルス等)が発生した場合、ショートステイ利用者は退所となり、利用者ご本人が発症した場合にも一時的(状態が安定し、移動しても問題が無いと看護師が判断するまで)に居室にて食事・排泄等をして頂く準隔離の対処とさせて頂き、その後退所若しくは病院受診となります。

6. 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来 訪 ・ 面 会	午前9時～午後5時の間をお願いします。その都度職員に届け出てください。
外 出	外出の際には必ず行き先と帰園時間を職員に届け出てください。
入 所 持 参 品	○ご利用の際、下記のものをご持参ください。 ①薬（利用日数分を1回分ずつ分けてご用意下さい） ②服薬処方箋（お薬手帳でも大丈夫です） ③歯磨き用具・入れ歯洗浄剤（入れ歯を洗浄される方） ○衣類・コップ・タオル・オムツ等は施設のものを利用出来ます。（無料） ○お持ち頂くものには、全てお名前の記入をお願いします。 ○貴重品・多額の現金等はお持ち頂かないようお願いします。施設としては紛失等に対する責任を負いかねます。 ○その他必要と思われるものがありましたらご用意ください。 （例）眼鏡・補聴器・ラジオ・本・時計・車椅子・杖・歩行器・シルバーカーなど
喫 煙 ・ 飲 酒	喫煙・飲酒はできません。
迷 惑 行 為 等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。
宗教活動・政治活動	施設内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動 物 飼 育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

7. キャンセルの際に留意いただく事項

ご利用者の体調不良等の理由でキャンセルされる場合は、早めのご連絡をお願いします。

当日キャンセルの場合（前日の17時30分以降から当日まで）、キャンセル料としまして一律1,070円をいただきます（昼食・夕食代金）。

8. 利用状況、個人記録等書類保存年数

利用開始から利用終了までの介護記録、利用状況記録等の書類は利用終了日より3年保存します。

9. 社会生活上の便宜供与

経営理念・施設理念の下、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、ボランティアの慰問、近隣地域の小学校・中学校・高等学校等からの福祉体験学習や職業訓練などを受け入れ、世代間交流を促進しています。

社会における将来の福祉候補生として、近隣地域の高等学校・専門学校・大学・資格免許養成校等からの福祉実習を受け入れ、福祉・医療・栄養・機能訓練などの教育学習の場として提供しています。

10. 苦情申立先

事業所の介護サービス等について、いつでも苦情相談を承ります。サービスの内容に関する事、利用料金に関する事など、お気軽にご相談下さい。ご利用者は当事業所に苦情を申立てた事により、何らの差別待遇を受けません。

＜苦情相談窓口＞ 苦情ボックスを施設玄関入口に設置しています。

苦情受付担当者 袴田 剛史 電話（０５３）４８５－５００６

苦情解決責任者 中西 崇仁 電話（０５３）４８５－５００６

＜第三者委員＞

野嶋 康雄 電話（０５３）４８５－５８３５

鈴木 敏郎 電話（０５３）４３３－１００６

＜行政機関その他苦情受付機関＞

浜松市役所介護保険課 電話（０５３）４５７－２８７５

浜松市西区役所長寿保険課 電話（０５３）５９７－１１１９

浜松市中区役所長寿保険課 電話（０５３）４５７－２３２４

浜松市南区役所長寿保険課 電話（０５３）４２５－１５７２

浜松市東区役所長寿保険課 電話（０５３）４２４－０１８４

静岡県福祉サービス運営適正化委員会 電話（０５４）６５３－０８４０

国民健康保険団体連合会（苦情相談室） 電話（０５４）２５３－５５９０